

5 基本計画

(1) 施設計画

再整備により配置する施設の整備方針を定めます。

■デザインモチーフの設定

- ・秀吉公の馬印として有名なひょうたんの形、その形をした広場を公園中央部に配置し、長浜城につながる新たな豊公園のシンボルとします。
- ・ひょうたんを本公園のデザインモチーフとして、広場の形以外にも「ひょうたん」のデザインを取り入れます。〔アイディア例：遊具やモニュメント、サインや照明のデザインなど〕（詳細は設計段階で検討）

■豊公園の特色を生み出す景観形成方針

「エントランスゾーン」「歴史とサクラのゾーン」「森と憩いのゾーン」

- ・長浜駅や駐車場から長浜城歴史博物館に向かう中心通路について、園路の両側に並木が並び、正面には天守閣が見えるようにすることで、本市の歴史を象徴するような景観を形成します。

「エントランスゾーン」「遊びのゾーン」

- ・ひょうたん広場から琵琶湖に向かう園路沿いに花畑を連続させることで、中心通路から琵琶湖方向に注意を引く景観を形成します。

「遊びのゾーン」

- ・ゆったりと琵琶湖に沈む夕陽や水面を見下ろすことのできる丘を自由広場の南側に設けることで、琵琶湖の水面を俯瞰できる視点場をつくります。
- ・噴水広場や豊公園新拠点施設から琵琶湖の方向に視線が通るように、自由広場の南側の丘にはスリットを設け、利用者に琵琶湖の水面を見せることで、琵琶湖方向に人の流れを誘導する景観を形成します。

「びわ湖と夕陽ゾーン」

- ・琵琶湖の水面の近くで、ベンチに座ってくつろぐことのできるテラスを設けることで、琵琶湖を眺望できる視点場をつくります。

■雨水排水の方針

- ・排水系統については、現状の排水流域を極力変更せずに、既存の幹線排水路等を利用して排水を行うよう、設計段階で検討を行います。
- ・芝生の自由広場については、臨時ヘリポートとしての利用に支障を生じさせない範囲で、広場外周からステージ方向に向けてすり鉢状に緩やかに下がっていく勾配を設けることで排水性を高めます。
- ・園路に面して深い排水溝がある箇所もあり、転落防止のため蓋を掛けて園路幅を広げる等、園路のバリアフリー化を行います。

■園路整備の方針

- ・動線計画に基づき、既存園路の振替・撤去、新規園路の配置を行います。
- ・舗装については、周辺の歴史的な景観との調和を図る色彩・素材を選び、また、施工においては文化財保護の観点から調整を図ります。
- ・具体的な幅員や舗装については、設計段階で検討します。

■駐輪場整備の方針

- ・自転車で訪れる公園利用者に配慮して、出入口付近に駐輪場を確保します。
- ・具体的な位置や施設については、設計段階で検討します。

■防災整備計画

- ・自由広場について、広域避難場所及び臨時ヘリポートとしての機能が確保されるよう、関係機関と調整を進めていきます。
- ・その他、防災機能を有するかまどベンチの配置や災害対応トイレ等、関係機関と調整しながら設計段階で検討します。

■植栽計画

[全ゾーン共通]

- ・各ゾーンで統一感を感じさせるため、ゾーンごとに植栽計画を定めます。
- ・公園内での眺望を確保するため、長浜城歴史博物館や琵琶湖への視線を遮っている既存の樹木について、伐採や剪定を行います。
- ・公園内の防犯性を高めるため、周囲との見通しを遮断している樹木について、伐採や剪定を行います。
- ・樹木の健全な生育を促すため、樹木が生長して過密となっている区域では、適切な密度となるよう伐採（間伐）を行います。
- ・老朽化した樹木は、危険防止のため適宜、伐採し、苗木の補植を行い更新します。
- ・伐採や剪定の対象樹木や対処方法については、設計段階で検討していきます。
- ・具体的に植栽を行う樹種については、設計段階で検討します。

[ゾーンごとの植栽計画]

ゾーン名	植栽計画
歴史とサクラのゾーン	・サクラの名所としての魅力を高めるため、サクラの植栽区域を現在の日本庭園の範囲まで広げて、公園内のサクラの本数を増やします。 ・歴史を求めて訪れる利用者に対して、長浜城歴史博物館への見通しを確保するため、樹木の剪定等を行います。 ・長浜城歴史博物館の周囲では、天守閣とマツが調和した日本的な景観を形成するため、マツを保全し適正に管理します。
エントランスゾーン	・ひょうたん広場の中央には、シンボルツリーを配置し、樹種は市の木であるケヤキを基本とします。 ・長浜城歴史博物館の天守閣から見下ろした際、形がはっきりと分かるように、ひょうたん広場の外周にサクラを配置します。 ・駐車場からひょうたん広場までの間は、四季の変化が感じられる落葉広葉樹の植栽を行います。 ・落葉広葉樹は、広場舗装と調和させるため、規則的に配置します。 ・琵琶湖周辺の区域は、既存のウメの樹林を活用します。 ・公園中央から琵琶湖に向かって、花畑を連続させます。 ・園内で育てている姉妹都市アウグスブルグ市から贈られたバラを、姉妹都市との交流の象徴として大切にするため、エントランスゾーン内に移植します。
遊びのゾーン	・多目的に利用できる広場とするために、自由広場の全面を芝生とします。 ・自由広場のフジ棚を移設・更新する場合には、既存のフジの木を活用します。 ・公園中央から琵琶湖に向かって、花畑を連続させます。
森と憩いのゾーン	・四季を感じられる場所とするために、春の新緑、夏の緑陰、秋の紅葉、冬の樹形と季節ごとに変化する落葉広葉樹を植栽します。 ・四季の広場では、広場舗装と調和させるため、規則的に樹木を配置します。 ・四季の森では、自然体験活動等の場として、複数の樹種を混在させて、不規則に配置します。
びわ湖の浜辺ゾーン	・マツ並木等、既存の樹木を保全します。

■トイレ計画

- ・本公園の規模から必要となるトイレは6棟です。
(巻末「資料4 トイレ規模の算定」を参照)
- ・本公園に必要なトイレを確保するため、新たに整備する児童遊園付近にトイレ1棟を新設します。
- ・特に児童遊園付近に新設するトイレは、周辺環境との調和に配慮し、公園中央部の自然的な景観と一体化させます。
- ・具体的なトイレ規模や意匠については、設計段階で検討していきます。

種 別		主な設置箇所
	新規配置トイレ (1 棟)	・公園中央部の児童遊園に隣接する位置に計画(周辺景観との調和に配慮した位置・意匠とする)
	設置予定トイレ (2 棟)	・1 期工事として、テニスコート、駐車場整備に併せて整備予定
	既存トイレ (3 棟)	・既存トイレ(長寿命化計画に基づく修繕・更新)
	既存トイレ (1 棟)	・先行する駐車場周辺整備に伴い撤去



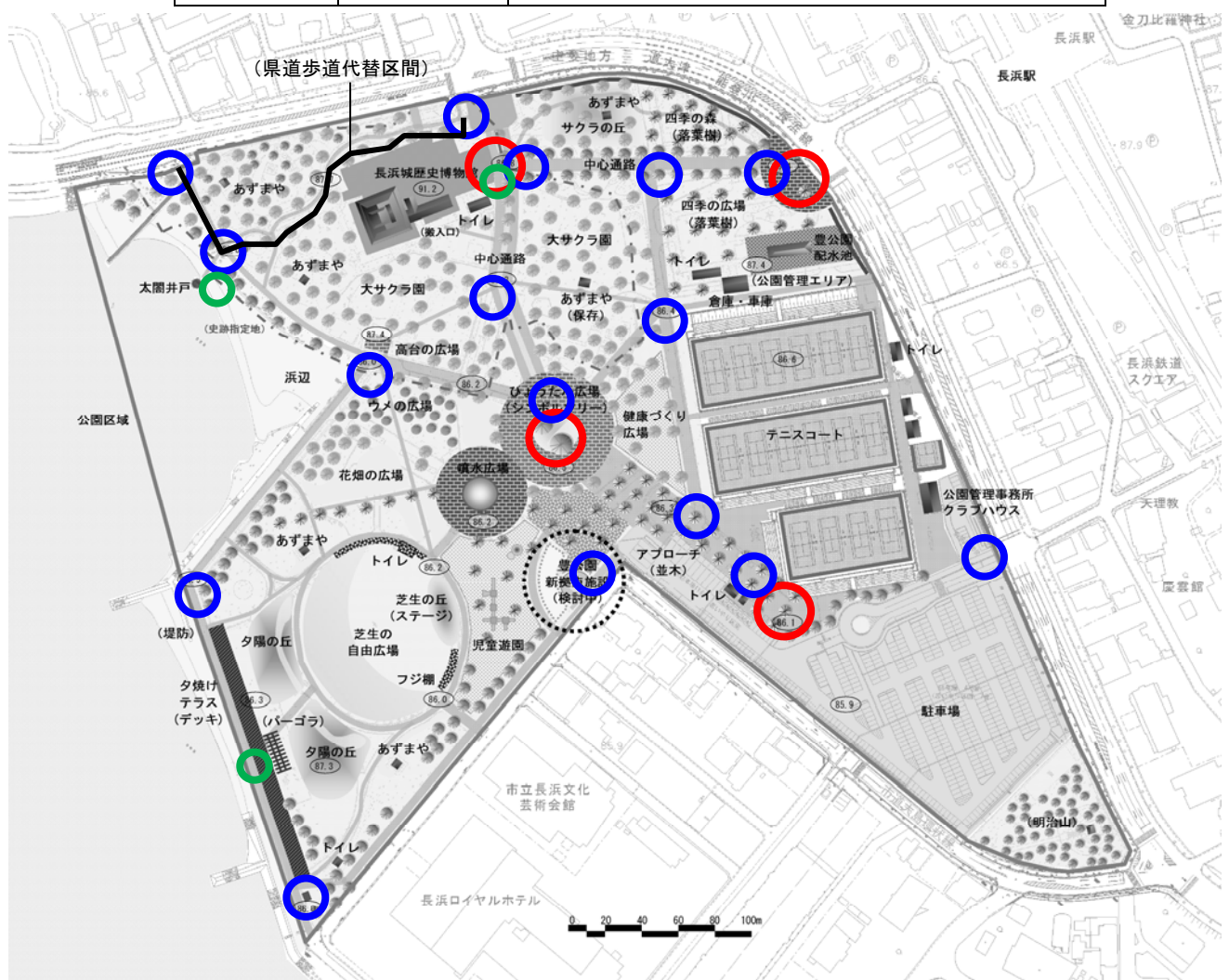
トイレ配置計画

■サイン計画

[配置]

- ・ 主要な目的先となる長浜城歴史博物館と公園出入口を結ぶ中心通路と琵琶湖方向に利用者を誘導する動線を重視して、サインを配置していく計画とします。
- ・ 公園内にある県道歩道代替区間については、スムーズに歩行者を誘導できるように、案内標識を配置します。
- ・ 具体的な位置や配置については、設計段階で検討します。

種 別	主な設置箇所
	総合案内板 公園利用者に現在位置と目的地の位置関係を伝える 主要な入口及び公園中央の広場、長浜城歴史博物館前に設置
	案内標識 分岐位置で目的施設や琵琶湖等への眺望を見せる方向を伝える 主要な入口及び主要な動線の分岐位置に設置
	説明板 歴史的資源や自然景観について解説する 長浜城歴史博物館、太閤井戸及び湖岸に設置



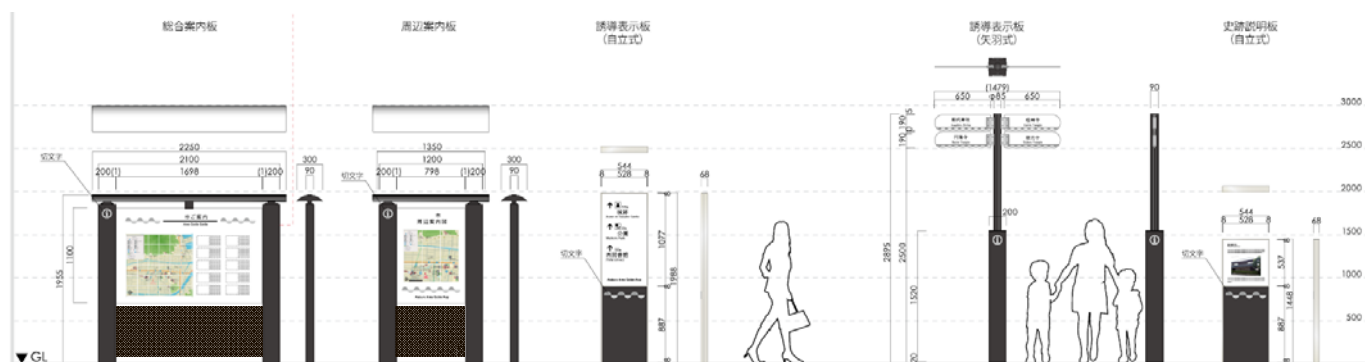
サイン配置計画

[デザイン]

- ・サインのデザインは、歴史的景観を求めて来訪する利用者に違和感を覚えさせず、サクラの名所でもある周辺景観や既存のサインとも調和したデザイン・色彩とします。
- ・雑多なサインが林立する状況を避け、各サインは統一したデザインとして、記載内容についても共通基準を設けます。
- ・サインの素材については、使用環境に配慮した耐久性の高い材質とします。
- ・以下の共通基準を定めて新規サインの設計・整備を行い、既存のサインについても順次、更新していきます。
- ・具体的な共通基準やデザインについては、設計段階で検討します。

豊公園サイン整備の共通基準検討項目（案）

- ・サインのデザインと配色
 - ※茶系・赤系等落ち着いた色彩
 - ※メンテナンスを考慮した既製品活用を基本に、シンプルなデザイン
 - ※歴史的景観を阻害しない大きさ
 - ※ひょうたんの意匠、市の木や花のデザインモチーフの検討
- ・使用書体
- ・文字の大きさ
- ・日本語表記の方法
- ・外国語表記の方法
 - ※日本語、英語の2か国語を基本とする
- ・ピクトグラム（絵文字等の視覚記号）
- ・バリアフリーへの対応



サインデザイン（イメージ）

■照明計画

- ・照明計画として、特に夜間利用の快適性と防犯上の安全性を考慮して、夜間利用を想定する区域を中心に照明を配置します。

【夜間利用を想定する区域】

- ・駐車場、公園出入口、中心通路、主要園路、浜辺を含む湖岸付近、中心通路に接する舗装された広場
- ・シンボルツリーをライトアップして強調する等、利用状況に応じてメリハリの効いた照明とすることで、夜間の公園景観を形成します。
- ・駐車場やひょうたん広場から琵琶湖に向かって周遊できる園路に照明を配置することで、夜間も琵琶湖方向に人を誘導します。
- ・夜間利用の少ない区域についても、防犯上、必要な場合は照明を配置します。
- ・具体的な配置、機器については、省エネ等に配慮しながら設計段階で検討します。

区 分		主な設置箇所
	広場の照明	人が集まる広場等に、面的な利用・滞在を可能とする照明を計画する
	園路の照明	主要な園路に、線的な照明を計画する（照明柱・フットライト等）

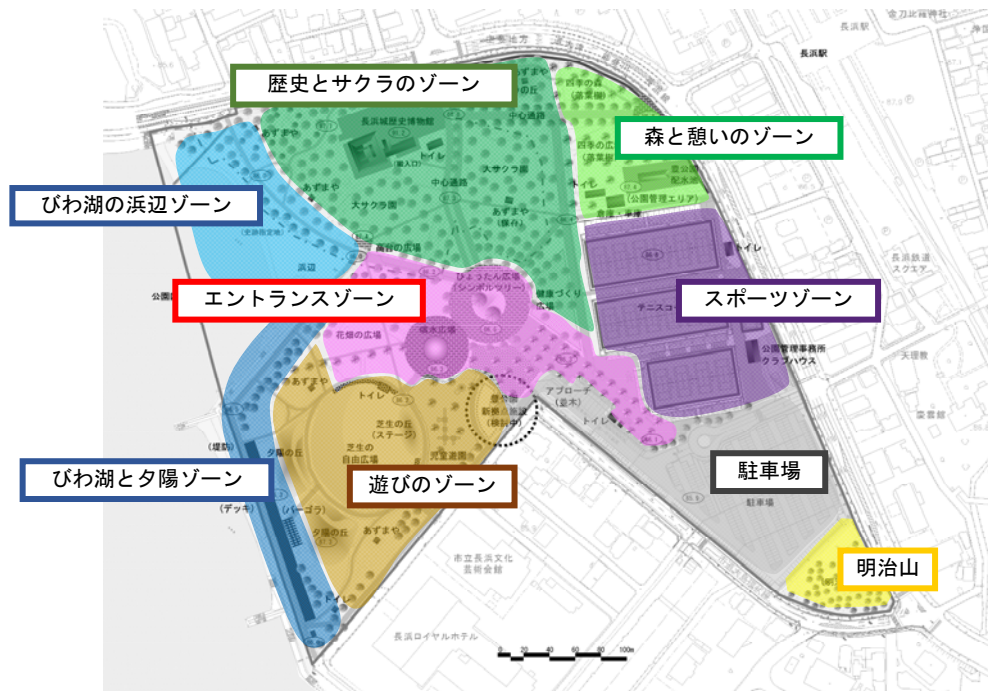


照明配置計画

(2) ゾーン別施設計画

■主な整備内容

- ・必要な機能をゾーンごとに集約して配置することで、公園内での機能と役割分担を明確にします。



ゾーン	主な整備内容
公園全体	・動線計画に基づき、公園全体の動線を整理・統合しながら、歩車分離やバリアフリーに配慮した園路を整備します。 ・本公園の魅力である琵琶湖に近いという利点を生かして、公園内から琵琶湖方向へと利用者を誘導し、湖岸の景観等を楽しめるような整備を行います。 ・樹木の生育を改善し、防犯上の安全性を確保するため、樹木の伐採や剪定を行い、見通しを良くします。 ・サインや施設のデザインを統一して、公園全体としての一体感を形成していきます。 ・夜間利用の多い区域を中心として、照明設備を整備します。 ・各種整備に伴い、必要に応じて石碑や記念樹等を移設します。 ・防災拠点として、広域避難場所及び臨時ヘリポートとしての機能確保に加えて、災害時にはかまどに利用できるベンチ等の整備を行います。 ・埋蔵文化財等に配慮して、整備内容を調整します。

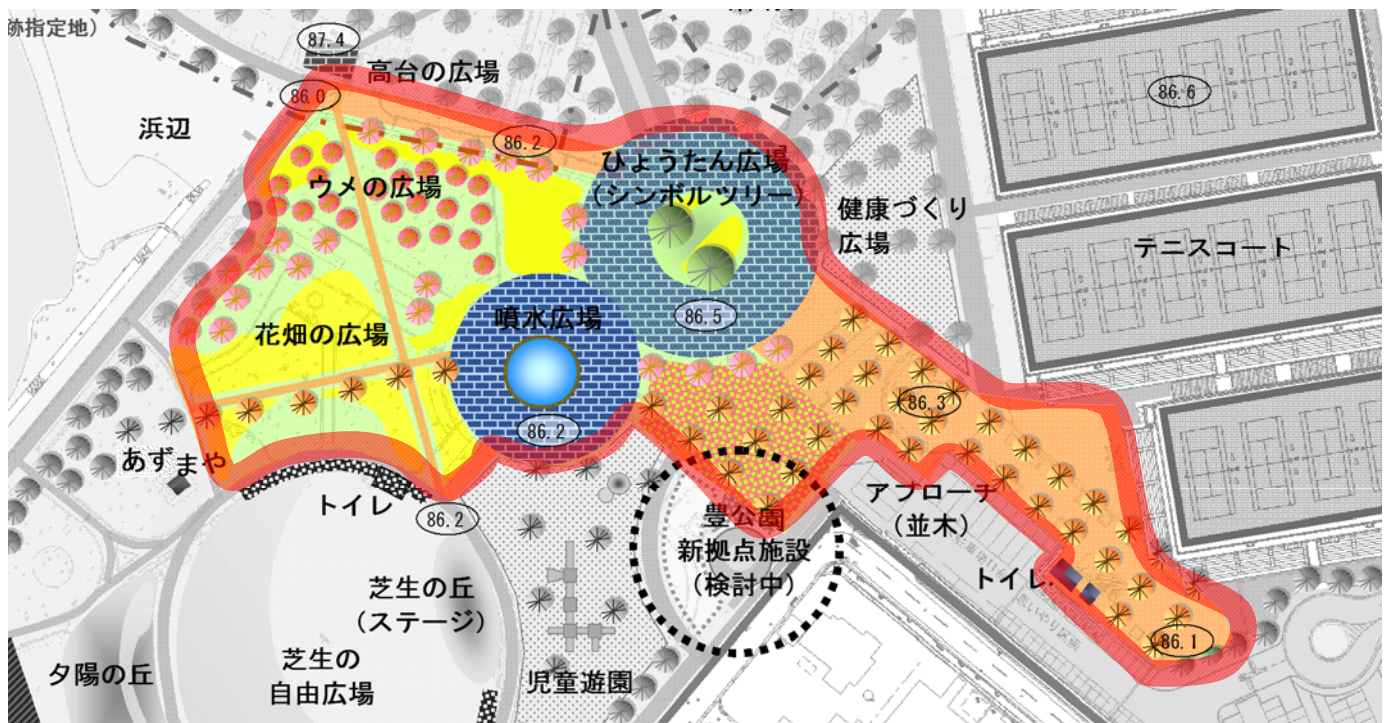
ゾーン	主な整備内容
エントランスゾーン	・公園中央部に、公園利用の結節点となるひょうたん型の広場とシンボルツリーを整備します。 ・ひょうたん型の広場には噴水を置き、広場外周にサクラを植えてベンチを配置するなど、ひょうたんの形がはっきりと分かるように、周囲から区切られた広場として整備します。 ・駐車場から公園中央部までのアプローチには、舗装された広場と並木道を一体的に整備します。 ・公園中央部から琵琶湖に向かう主要園路には、花畑を一体的に整備します。 ・既存ウメ林を活用して、ウメの広場を整備します。 ・ゾーン内に、姉妹都市との交流の象徴であるバラを移植します。
歴史とサクラのゾーン	・サクラの名所としての魅力を高めるため、大サクラ園としてサクラを植栽します。 ・現在の日本庭園の区域をサクラの丘として、区域を拡大してサクラを植栽します。 ・スポーツゾーンに近い南北方向の主要園路沿いに健康器具を配置して、散策の途中で利用できる健康づくり広場を整備します。 ・並木の先に長浜城を望む中心通路を整備します。 ・現在飼育中のサルについては、現状のままで飼育を行いますが、将来的には猿舎を撤去します。
びわ湖の浜辺ゾーン	・琵琶湖の自然を感じられる浜辺を保全し、必要に応じて浜辺の再生のための整備を行います。 ・洗堀の進む太閤井戸周辺を保全し、太閤井戸を紹介するためにサイン等の必要な整備を行います。
びわ湖と夕陽ゾーン	・夕陽の眺望を念頭に、琵琶湖を眺めながら休憩できる魅力ある視点場として、夕焼けテラスを整備します。 ・テラスに滞在できるよう、ベンチを整備します。
遊びのゾーン	・公園に賑わいを与えながら、子どもが安全に遊べる場として、公園中央部に児童遊園を移設し整備します。 ・広々とした魅力ある空間として、多目的な利用が可能な芝生の自由広場を整備します。 ・自由広場にステージとして利用可能な芝生の丘を整備します。 ・琵琶湖に近い位置に、琵琶湖を見晴らせる夕陽の丘を整備します。 ・中心通路と重ならないようにジョギングコースを整備します。 ・公園中央部の利用者のためにトイレを整備します。 ・イベントで活用できる電源設備等のインフラを整備します。 ・民設民営の施設として、国民宿舎豊公荘に代わる豊公園新拠点施設を整備します。

ゾーン	主な整備内容
森と憩いのゾーン	・市街地や長浜駅から訪れる利用者が、待ち合わせや休息等に利用できる四季の広場を整備します。 ・市民と行政が協働で森づくりを行う場として、四季の森を整備し、新緑や秋の紅葉など、四季折々の変化を楽しめる落葉広葉樹を植栽します。 ・公園管理に必要な倉庫・車庫を整備します。 ・長浜駅から長浜城歴史博物館まで、並木の先に長浜城を望む中心通路を整備します。
スポーツゾーン	・エントランスゾーンの広場整備と一体的に、テニスコート周辺の園路兼広場を整備します。 ・公園管理事務所の機能も併せ持つクラブハウスを整備します。 ・テニスコートに附属するクラブハウス、倉庫・器具庫・トイレ棟、観覧席、テニスコート面は第１期再整備事業で整備します。
駐車場	・第１期再整備事業で駐車場面積を拡大します。 ・公園駐車場の目的外利用を抑制し、通常の公園利用者にとって負担の少ない運営手法を検討します。
明治山	・慰霊の場所として静穏を保つため、整備は行いません。（現況保全）

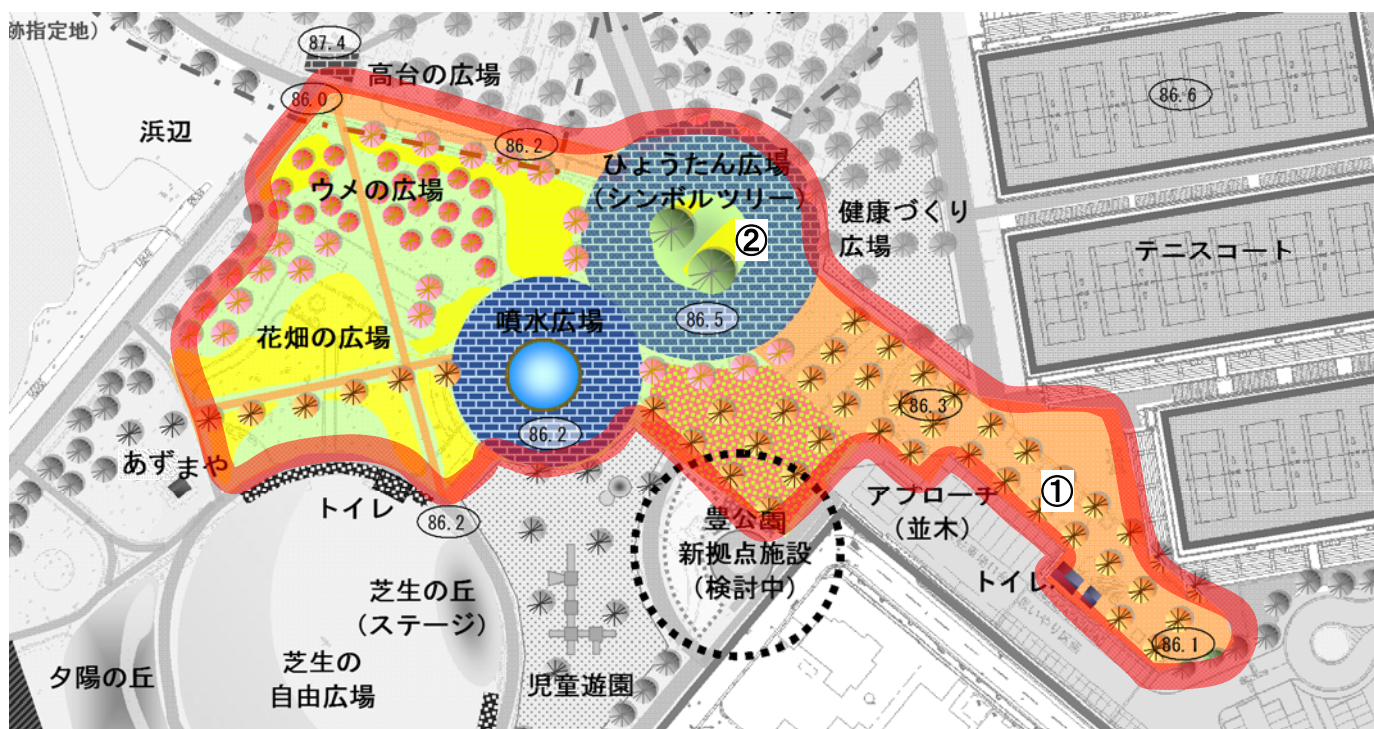
■エントランスゾーン施設計画

エントランスゾーンに配置する主要な施設は、次のとおりです。

施設名	整備内容	
ひょうたん広場	・ 広場整備 ・ シンボルツリー整備	〔公園利用の結節点となる広場を整備〕 〔ひょうたん広場中央にシンボルツリーを整備〕
噴水広場 (ひょうたん広場の一部)	・ 広場整備 ・ 噴水 (設備更新)	〔噴水の周囲に憩いの場となる広場を整備〕
花畑の広場	・ 花畑修景整備	〔季節を感じられる花畑の整備〕
ウメの広場	・ ウメ園修景整備	〔長浜市の花であるウメの林を整備〕
アプローチ	・ 広場整備 ・ 落葉広葉樹植栽	〔並木道と一体となった広場を整備〕 〔規則的に配置した並木の整備〕
園路	・ 園路整備	〔分かりやすい園路配置として整備〕
トイレ棟	・ トイレ整備 (1期工事)	〔駐車場からの来園者のためのトイレ整備〕

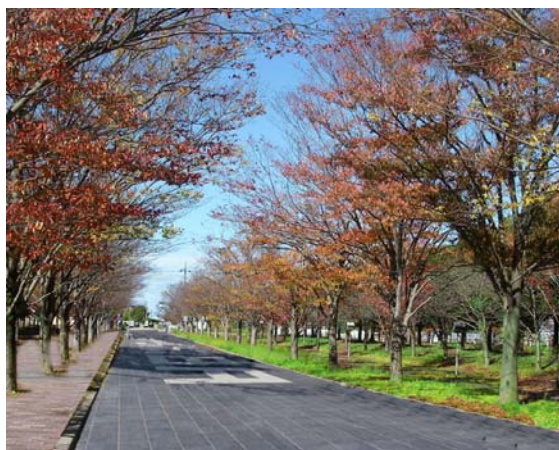


エントランスゾーン基本計画



整備イメージ位置図

①



アプローチ (並木) の整備イメージ

②

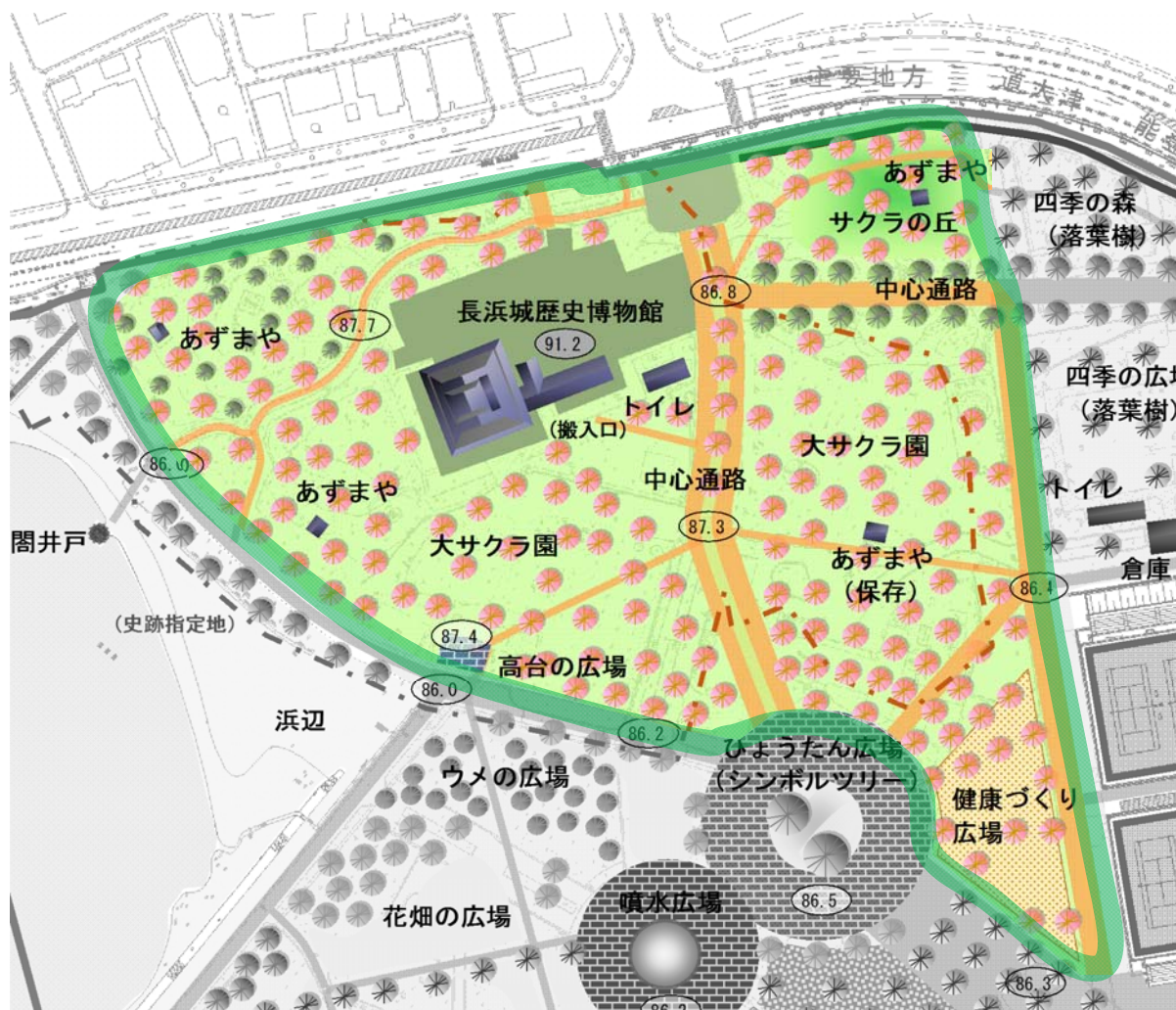


シンボルツリーの整備イメージ

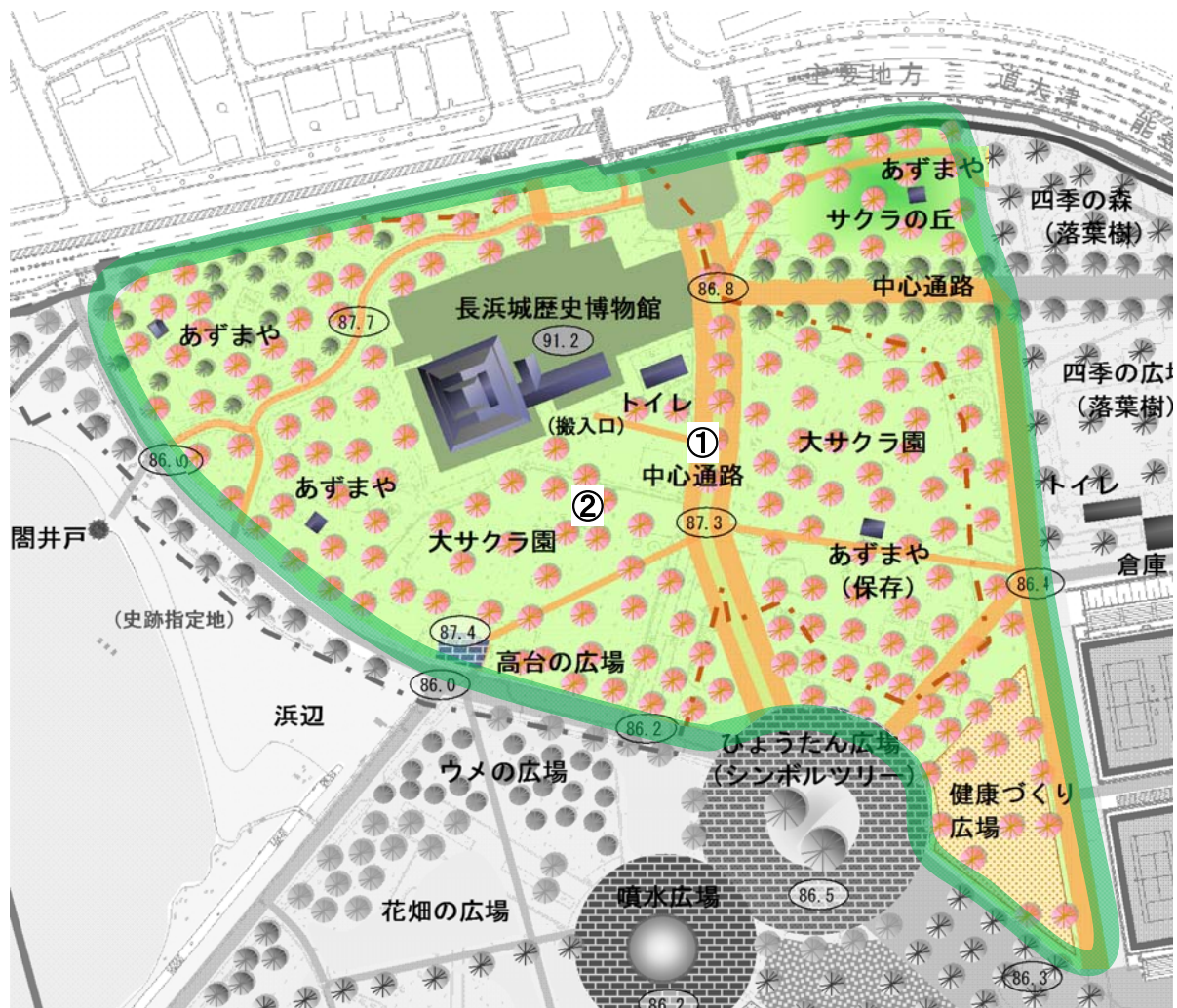
■歴史とサクラのゾーン施設計画

歴史とサクラのゾーンに配置する主要な施設は、次のとおりです。

施設名	整備内容	
大サクラ園	・サクラ植栽	〔サクラの名所として、樹木の更新・植栽〕
サクラの丘	・サクラの丘整備 ・サクラ植栽	〔大サクラ園と一体となるように既存の丘周辺を整備〕 〔既存樹木の代わりにサクラを植栽〕
高台の広場	・広場整備	〔現在の管理棟がある高台を、琵琶湖と公園南側を見渡せる広場として整備〕
健康づくり広場	・健康器具整備	〔テニスコート西の主要園路沿いに健康づくりができる広場を整備〕
園路	・園路整備	〔中心通路をはじめとする園路網の再編整備〕



歴史とサクラのゾーン基本計画



現況写真位置図

①



(現況写真) サクラの名所としての魅力拡大

②



(現況写真) サクラの名所としての魅力拡大

■びわ湖の浜辺ゾーン施設計画

びわ湖の浜辺ゾーンに配置する主要な施設は、次のとおりです。

施設名	整備内容	
浜辺	・ 浜辺の保全	〔自然な地形が残る浜辺の保全とそのため に必要な整備〕
太閤井戸	・ 太閤井戸周辺の保全 と整備	〔太閤井戸の洗堀対策と説明用サインの整 備〕



びわ湖の浜辺ゾーン基本計画



現況写真位置図

①



(現況写真)
長浜城・サクラと一体的な景観の保全

②

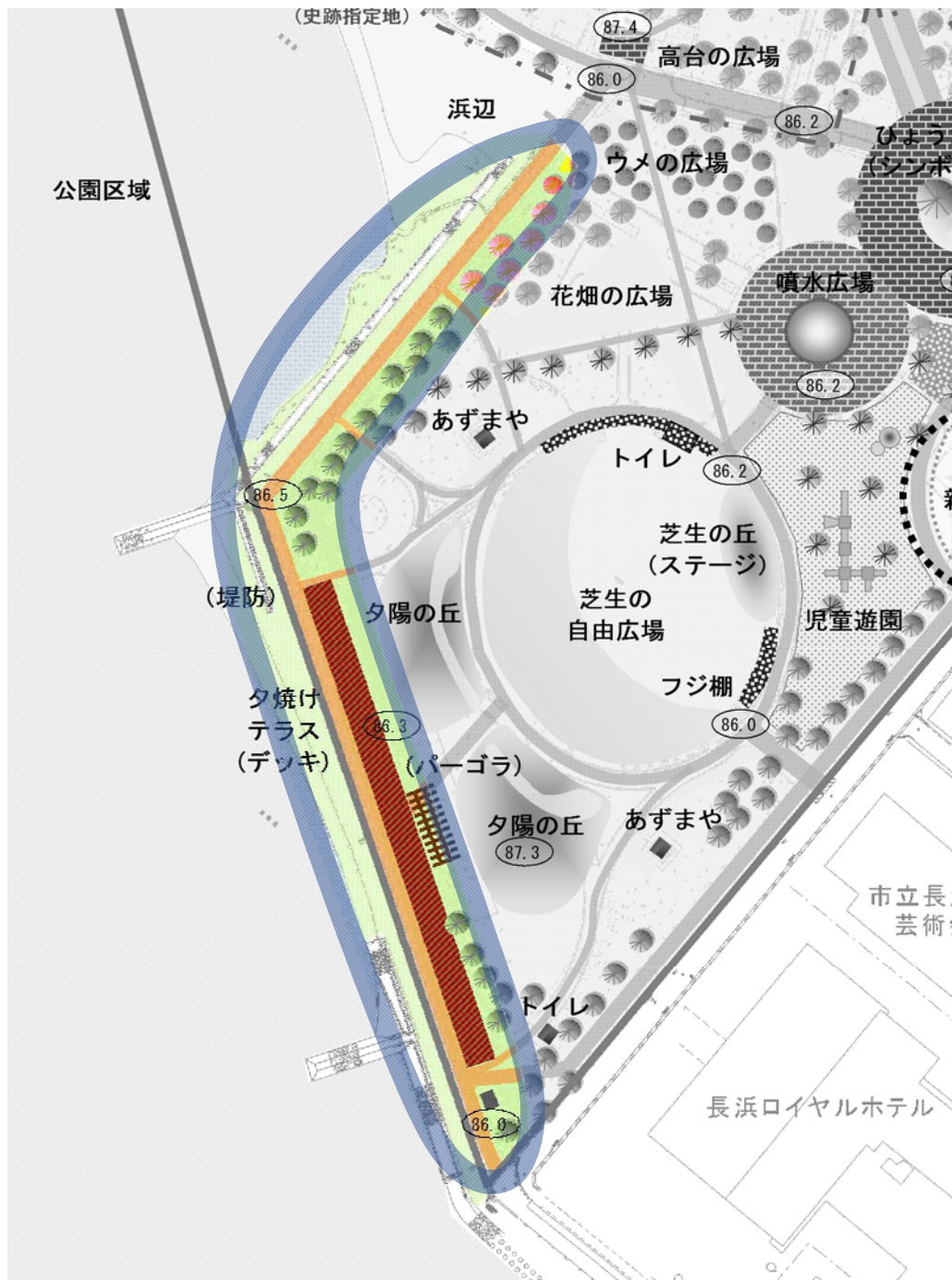


(現況写真)
洗堀が懸念される太閤井戸の保全

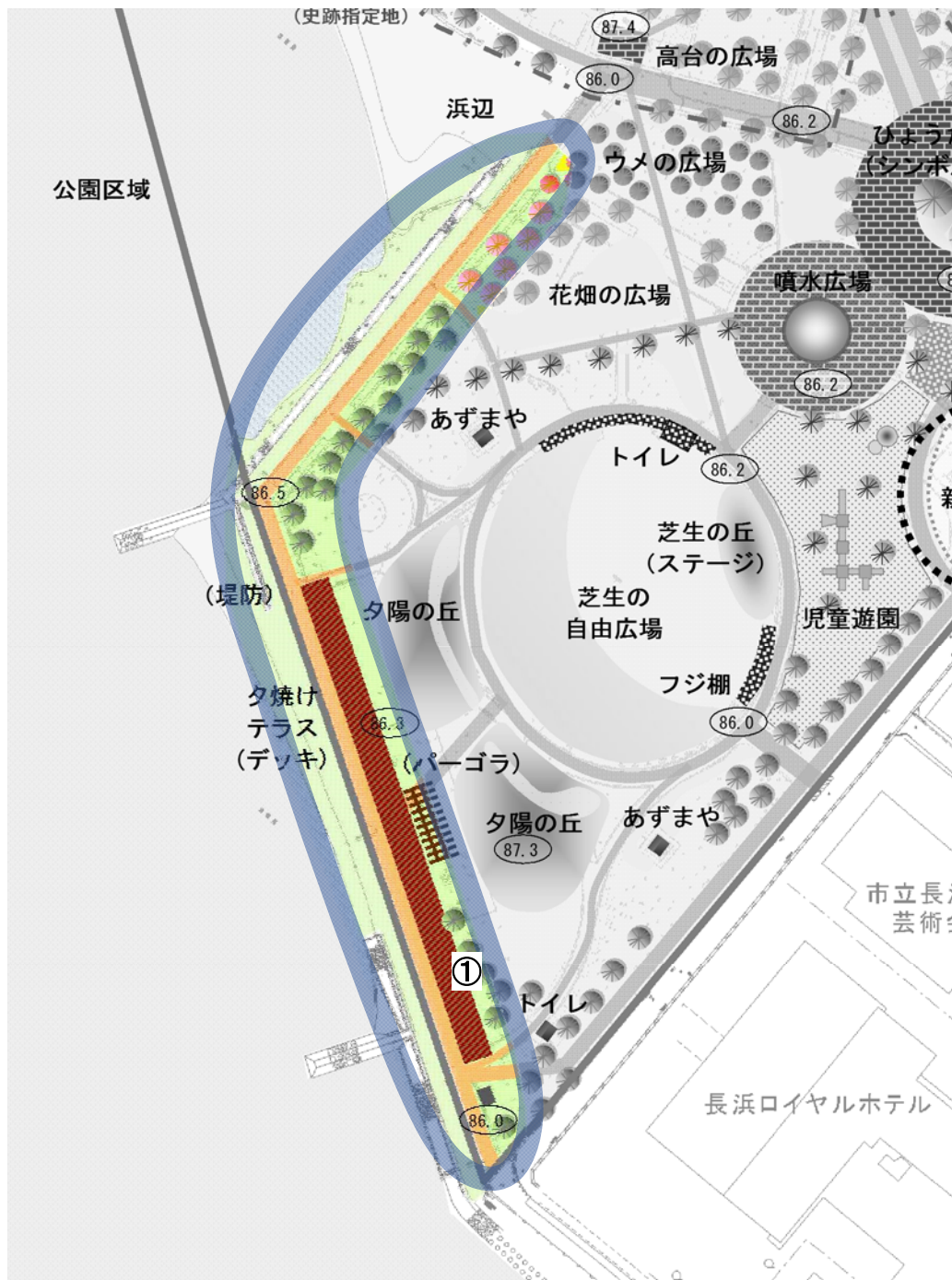
■びわ湖と夕陽ゾーン施設計画

びわ湖と夕陽ゾーンに配置する主要な施設は、次のとおりです。

施設名	整備内容	
夕焼けテラス	・ デッキテラス整備 ・ ベンチ整備	〔琵琶湖に面して細長く連続するテラスの整備〕 〔テラスに沿って、琵琶湖を眺めるベンチを整備〕



びわ湖と夕陽ゾーン基本計画



整備イメージ位置図

①



夕焼けテラスの整備イメージ

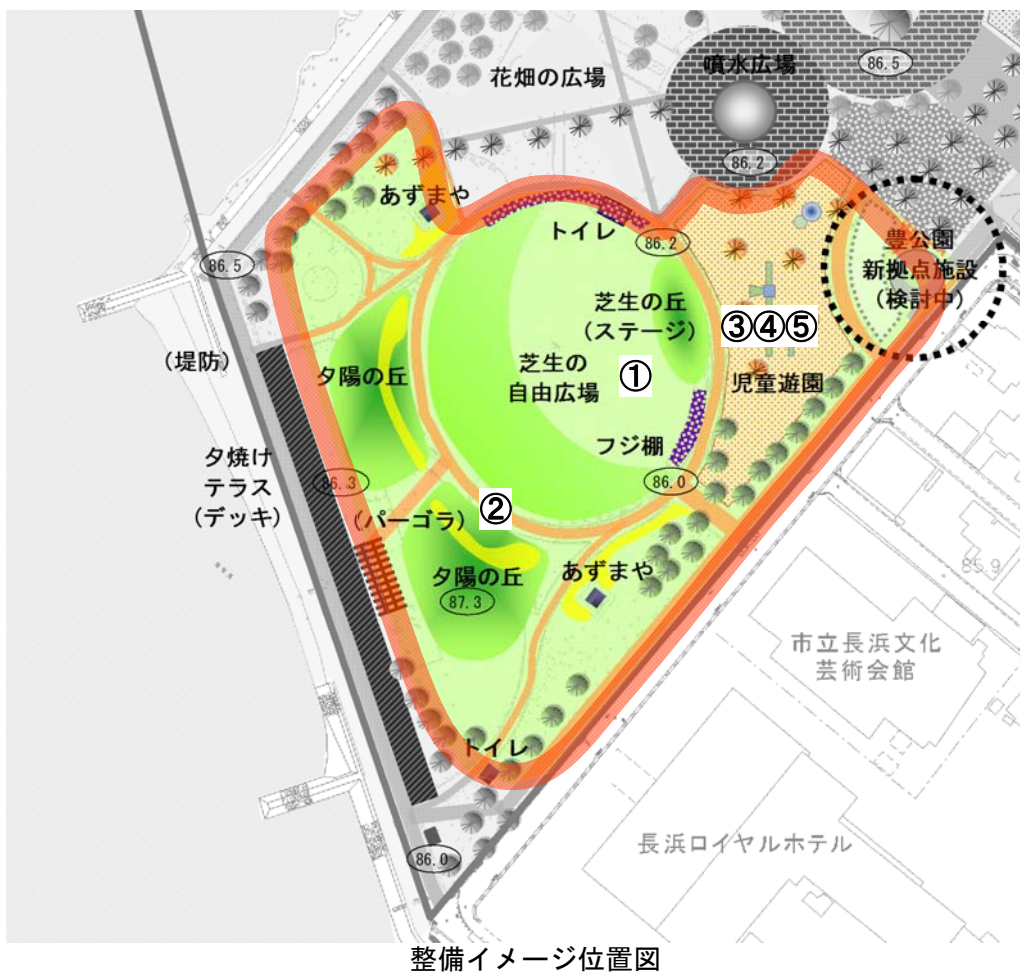
■遊びのゾーン施設計画

遊びのゾーンに配置する主要な施設は、次のとおりです。

施設名	整備内容	
児童遊園	・ 広場整備 ・ 子ども用遊具整備 ・ 親水噴水整備	〔遊具を配置する広場の舗装整備〕 〔ひょうたんの意匠など豊公園に合った魅力ある遊具の設置整備〕 〔水遊びが楽しめる噴水整備〕
芝生の自由広場	・ 広場整備 ・ フジ棚整備	〔芝生の植栽、イベント用電源等の整備〕 〔既存のフジを活用したフジ棚整備〕
芝生の丘	・ ステージ整備 ・ 電源整備	〔ステージとして利用可能な丘の整備〕 〔イベント用の電源整備〕
夕陽の丘	・ 芝生の丘整備	〔自由広場の南側に起伏を設けて、琵琶湖を俯瞰する視点場となる丘を整備〕
園路	・ 園路整備	〔公園外周に園路を整備〕
トイレ棟	・ トイレ整備（1基）	〔公園中央の利用者を対象とするトイレの整備〕 ※周辺の自然的景観との調和に配慮
豊公園新拠点施設	・ 豊公園新拠点の整備	〔民設民営の施設整備による便益施設の整備〕 ※公園全体の景観（ランドスケープ）と調和するよう調整



遊びのゾーン基本計画



①



②



夕陽の丘 整備イメージ

③



水遊び場 整備イメージ

④



複合遊具 整備イメージ

⑤

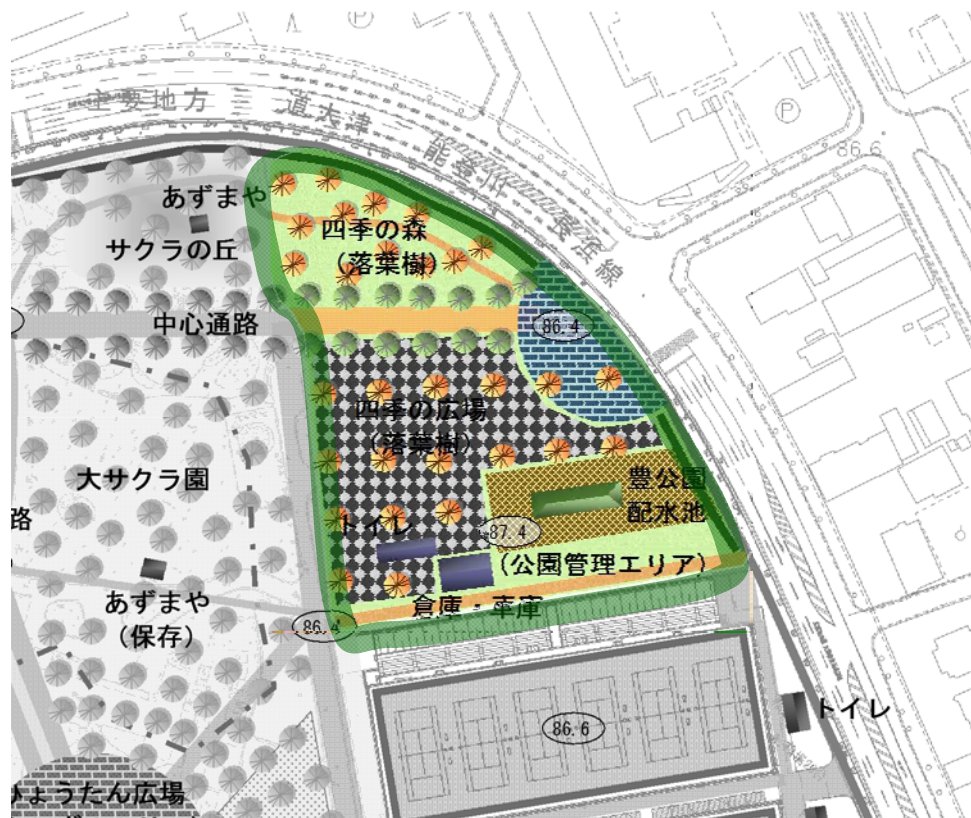


遊具 整備イメージ

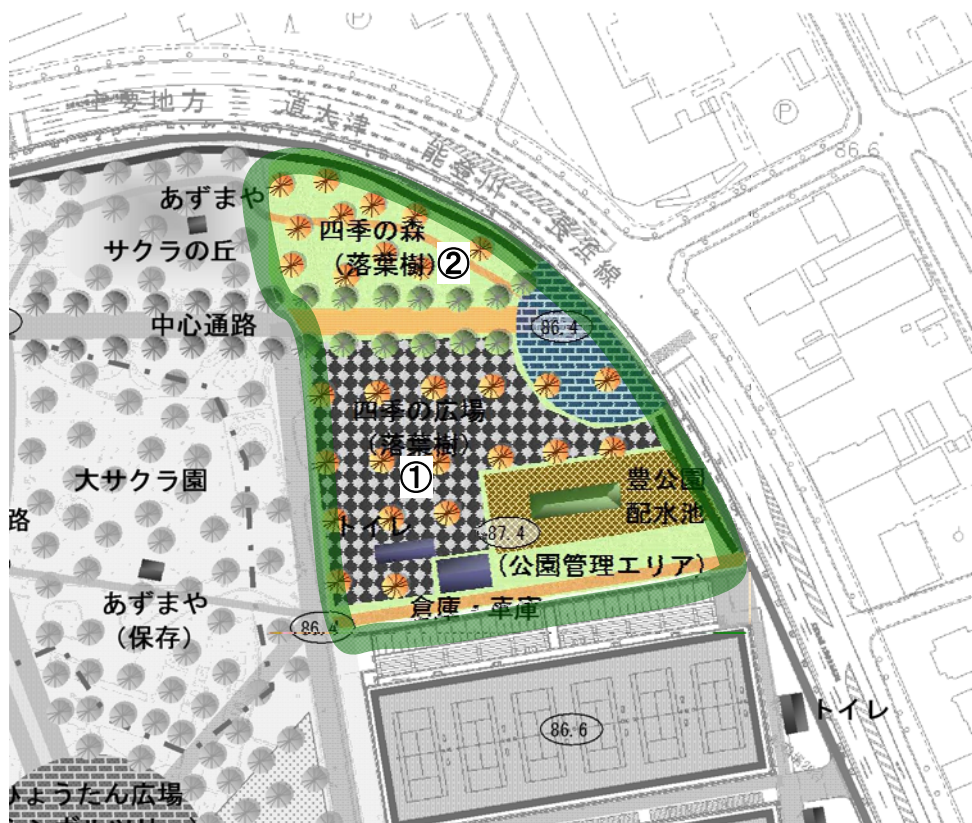
■森と憩いのゾーン施設計画

森と憩いのゾーンに配置する主要な施設は、次のとおりです。

施設名	整備内容	
四季の広場	・ 広場整備 ・ 落葉広葉樹植栽	〔待ち合わせや休息等に利用できる広場整備〕 〔四季の変化を感じられる落葉広葉樹の植栽〕
四季の森	・ 築山整備 ・ 落葉広葉樹植栽	〔市民と行政が協働で森づくりを行う基盤の整備〕 〔四季の変化を感じられる落葉広葉樹の植栽〕
園路	・ 園路整備	〔長浜駅から長浜城歴史博物館までを結ぶ中心通路をはじめとする園路網の再編整備〕
公園管理エリア	・ 倉庫、車庫等整備	〔公園管理に必要な倉庫、車庫等の整備〕

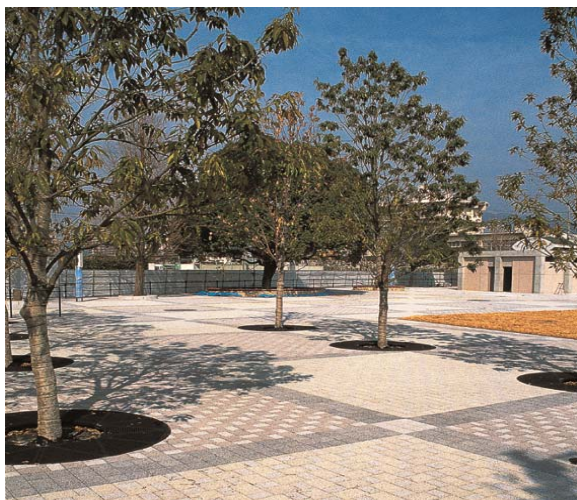


森と憩いのゾーン基本計画



整備イメージ位置図

①



四季の広場 整備イメージ

②

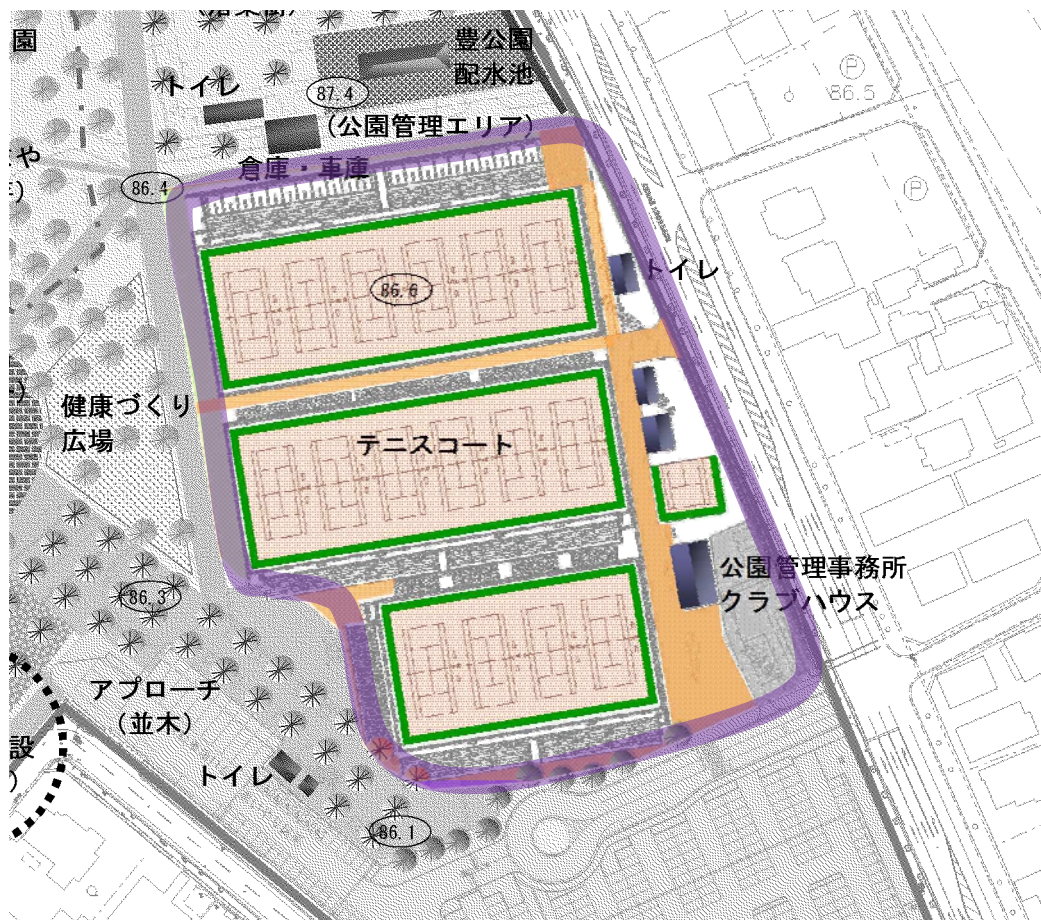


四季の森 整備イメージ

■スポーツゾーン施設計画

スポーツゾーンに配置する主要な施設は、次のとおりです。

施設名	整備内容	
テニスコート周辺整備	・舗装整備	〔テニスコートとアプローチを連続させる舗装等の整備〕
公園管理事務所 (クラブハウス)	・公園管理事務所整備 (1期工事)	〔テニスコートクラブハウスを兼ねる公園管理の拠点となる事務所を整備〕
倉庫・器具庫	・倉庫、器具庫 (1期工事)	〔テニスコートに必要な倉庫、器具庫の整備〕
トイレ棟	・トイレ整備 (1期工事)	〔テニスコート利用者に対するトイレ整備〕
観覧席	・テニスコート観覧席 整備 (1期工事)	〔テニスコート観覧席の整備〕



スポーツゾーン基本計画

■その他

〔既存施設の移設・更新・撤去等〕

- ・姉妹都市との交流を記念するモニュメントは、バラとともにエントランスゾーンへ移設します。
- ・その他、豊公園に設置されているモニュメント・石碑・記念樹等については、設計内容に応じて移設を検討し、やむを得ない物については、撤去等を関係機関・団体と調整していきます。
- ・現在の公園管理事務所は撤去し、テニスコートのクラブハウスに公園全体の管理施設としての機能を集約します。
- ・豊公園新拠点施設については、本公園の景観と調和するよう十分に調整を行い、民間事業者で整備します。
- ・既存の猿舎について、現在飼育中のサルについては、現状のままで飼育を行いますが、将来的には猿舎を撤去します。
- ・再整備に伴い不要となった園路や、更新が必要なサイン等については、撤去処分を行います。
- ・公園内に自動販売機等の施設を設置する際は、前述した豊公園サイン整備の共通基準検討項目を参考に色彩等の検討を行い、豊公園全体に調和した景観が形成されるよう配慮します。

(3) 豊公園再整備基本計画図

動線・ゾーニング、施設計画で定めた内容に基づく豊公園再整備基本計画図を、次ページに示します。

(4) 工事計画

■概算工事費

再整備基本計画に基づく整備内容により、想定される概算事業費を下に示します。

基本計画段階の概算工事費としては、必要となるインフラ整備（電気・上下水とも既存幹線への接続が中心）や仮設費、樹木の伐採・剪定等も含めて、今後の設計段階で整備水準にも一定の変動がある前提で、ゾーンごとの工事費の大枠を想定したものです。

今回、基本計画で想定した概算事業費を基本としつつ、基本設計^{※1}、実施設計^{※2}と段階的に検討の精度を高めていく中で、事業費を精査していきます。

※1 基本設計

・公園全体に対して、施設諸元・整備水準、公園全体のインフラ、園路や広場及び各施設の配置位置と撤去構造物等との関係を整理します。

※2 実施設計

・工事に着手するゾーンを対象として、工事発注可能な図面を段階的に作成していきます。

豊公園整備基本計画 概算工事費

ゾーン	各ゾーン事業費（千円）	備考
エントランスゾーン	197,860～303,510	
歴史とサクラのゾーン	60,840～116,884	
びわ湖の浜辺ゾーン	25,500	
びわ湖と夕陽ゾーン	73,440～138,380	
遊びのゾーン	234,810～306,720	
森と憩いのゾーン	99,648～165,463	
スポーツゾーン	232,850～360,350	
駐車場	55,250～106,250	
全体整備	55,770～81,780	サイン、照明、既存建築物撤去、石碑・記念樹移設
工事費合計（改め）	1,010,000～1,604,000	
調査設計費（税込み）	61,270	基本設計費、実施設計費、測量調査費（土質調査費：別途）

※土木工事間接経費率+税 70%、建築工事間接経費+税 50%

単価はそれぞれ土木工事経費、建築工事経費を含んだ金額で想定しています。

■事業スケジュール（案）

整備手順は、滋賀国体（平成 36 年度）の開催を目標として、段階的に整備を進めていく想定とします。なお、「森と憩いのゾーン」と「遊びのゾーン」の整備に際しては、児童遊園が継続して利用できるよう留意し、工事の区域やスケジュールを調整します。

本公園には、公園の北・東・南に複数の出入口があり、各出入口から園内の各施設に至る複数の園路があることから、特定のゾーンを工事中であっても、工事を行っていないゾーンを供用しながら、分割して工事を進めることが可能と考えます。

なお、詳細なスケジュールについては、設計段階での検討に加えて、文化財協議や予算規模等を勘案して精査していく必要があり、今後、調整を進めていきます。

第 1 段階 滋賀国体（平成 36 年度）に向けた整備

「駐車場」

- ・ テニスコート周辺の整備と並行して、駐車場を整備します。

「エントランスゾーン」

- ・ 駐車場からのひょうたん広場、長浜城歴史博物館に向かう公園中央部に動線と広場を一体的に整備し、多くの利用者にとって、公園全体の構成を把握しやすくします。

「森と憩いのゾーン」〔出入口、中心通路、四季の広場〕

- ・ 長浜駅西口から長浜城歴史博物館への中心通路と四季の広場等を一体的に整備することで、長浜駅西口から長浜城歴史博物館に至る動線と人のたまりを生み出し、整備効果を早期に発揮させます。

「スポーツゾーン」

- ・ エントランスゾーンに隣接する位置にあり、ソフトテニス大会の会場として必要な整備を行い、国体開催に備えます。

第 2 段階 公園中央部から琵琶湖へと公園利用を拡大させる整備

「びわ湖と夕陽ゾーン」

- ・ 琵琶湖の視点場となる「夕焼けテラス」等を整備することで、公園利用者を積極的に琵琶湖方向へと誘導します。

「遊びのゾーン」

- ・ エントランスゾーンに隣接する位置にあり、子どもの遊び場や芝生の自由広場等にかけて一体的に整備し、公園中央に多くの利用者を収容できるようにします。

第 3 段階 関係機関や市民との調整を重視する整備

「歴史とサクラゾーン」

「びわ湖と浜辺ゾーン」

「森と憩いのゾーン」〔四季の森〕

- ・ 文化財保護所管課や県等、関係機関と調整を進めつつ、市民の参加を積極的に得ながら整備を進めます。

(5) 管理運営計画

再整備に併せた公園の管理運営の基本的な方針を、次のように定めます。

■基本的な考え方

長浜市を代表する公園として、市民や観光客、運動施設利用者等が数多く訪れる公園であり、適切な維持管理を行い、施設・植栽等を美しく、質の高い状態で維持します。

全ての利用者に安全で快適な利用環境を提供します。

長浜城跡地として、歴史的遺構の保護・保全に留意した管理運営を行います。

自然な状態で残されている浜辺や太閤井戸など、地域の貴重な自然・歴史資源の保護・保全に留意した管理運営を行います。

観光や地域活性化の拠点として、積極的な運営管理（協同でのイベント企画・開催等）を行っていきます。

■公園管理事務所機能の集約

現在、公園管理事務所は長浜城歴史博物館南西の琵琶湖近くに立地していますが、場所が分かりにくく、琵琶湖沿岸からは階段が支障となり、バリアフリー対応がなされていません。

第1期工事に伴い、テニスコートに隣接した駐車場近くにクラブハウスが整備されることから、公園管理事務所の機能をクラブハウスに集約し、公園全体の管理拠点とします。

その他管理施設として、テニスコートと四季の広場の間に公園管理エリアを設けて、管理作業に必要な車両や機材等を配置し、公園利用の区域と公園管理の区域を、極力、分離するよう努めます。

■管理運営の体制

管理主体は、市（公園管理者）と、指定管理者が考えられるため、今後検討していく必要があります。

管理主体に関わらず、市民や企業、行政が協働・連携して、管理運営に取り組みます。また、民間事業者によって検討される「豊公園新拠点施設」とも連携して管理運営を行います。

浜辺等の清掃へのボランティア協力など、様々な市民活動が展開する場として機能し得る運営を行います。

豊公園新拠点施設を皮切りとして、民間活力の導入や市民協働による管理運営体制を構築していきます。

芝生広場のステージで開催するイベント等、長浜市観光協会との連携を深めて、公園が積極的に利用されるように運営していきます。

■駐車場の管理方式

現在、駐車場が無料開放されており、公園利用者以外による駐車場利用が散見され、本公園利用者の駐車場利用に支障を来しています。

そこで、駐車場は有料での利用を基本としつつ、公園利用者（長浜城歴史博物館利用者を含む）については、一定時間無料とすることで適切な駐車場利用を促します。

■公園管理車両の動線計画

日常の公園管理用の車両動線は、公園内の主要な園路を低速で移動するものとして、極力、公園利用者と動線の交錯が生じないように、時間帯等にも留意します。

長浜城歴史博物館への大規模な展示資料の搬入（下の表参照）については、次の搬入計画・動線を基本として、具体的なルートを次ページ以降に示します。

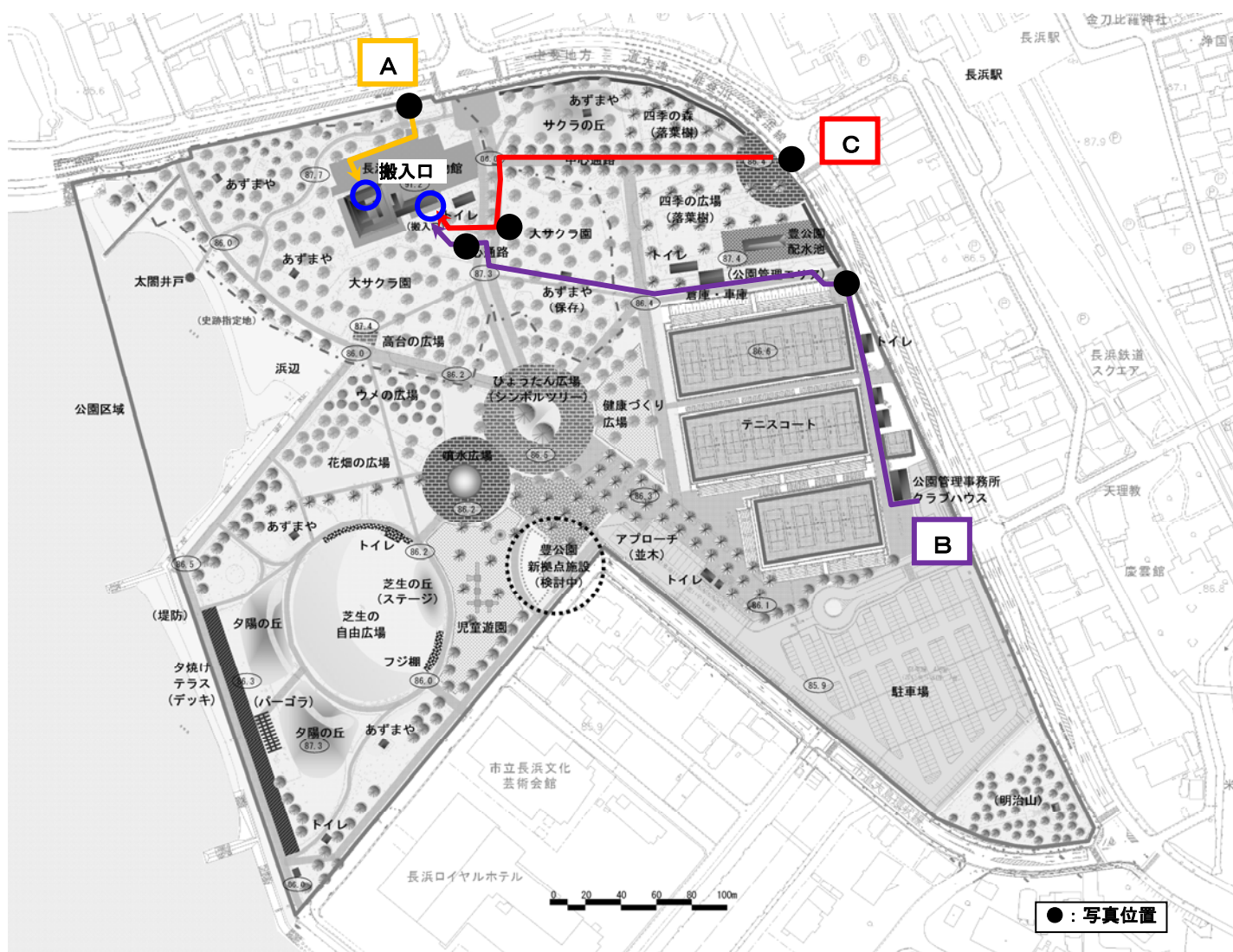
長浜城歴史博物館への展示品の搬入目的に応じて、下の表に示すAからCの3つのルートに適宜、使い分けるようにします。

長浜城歴史博物館への展示資料等搬入計画

	搬入目的	公園出入口	博物館搬入口	備 考
A	・小規模な搬入 （日用品・資料等）	本丸橋	・長浜城歴史博物館北側の搬入口	・現在でも、小規模な搬入に利用されている。
B	・小規模な搬入 （展示品・資料等）	管理事務所用駐車場	・長浜城歴史博物館南側の搬入口	・クラブハウス駐車場から車止めを外して進入することで、駐車場のゲートを通さずに、管理用車両や搬入車両を出入りさせる。
C	・大型車（4t）による搬入 （大型の展示品等）	長浜駅西口交差点		・大型車による搬入頻度は少ないため、誘導員を配置して対応する ・長浜駅西口交差点は、花火大会時における緊急用出入口として、現在でも使用されている。

《参考：現在の展示資料搬入状況》

◆ 展覧会開催頻度	約20回/年
◆ 美術輸送業者に依頼が必要な展覧会	3～5回/年
※搬入と搬出があるため、園内通行回数は上記の2倍、他の展覧会は公用車（ハイエース）で輸送	
◆ 搬入搬出口	長浜城歴史博物館地階（城の南側）
◆ 搬入搬出時間帯	i. 搬入時間帯 午後（PM 8:00 ごろまで） ii. 搬出時間帯 午前中（AM10:00 ごろ）
※展示物は他の博物館等から借用しているため、先方都合もあり、時間帯を夜間に限定できない	
◆ 美術輸送業者の使用車両	4 t クラスのトラック
※トラックが上れるなら傾斜は問題ない	



長浜城歴史博物館への展示資料搬入ルート（案）





(6) 今後の課題

■再整備の工事と公園供用範囲の調整

本基本計画に基づく再整備を行う際は、公園を供用しながら、部分的に再整備を進めていくことになります。

利用者の安全性と利便性、全工事期間において長浜城歴史博物館への円滑なアクセスが可能となるよう、年度ごとに、予算規模に応じた事業進捗と公園供用範囲を調整していく必要があります。

■中心市街地活性化との連携

中心市街地に集中している観光客を、琵琶湖方向に誘導を図り、より効果的に、長浜駅周辺のまちのにぎわいを高めていくためには、豊公園の再整備をきっかけとする仕掛けづくりが必要です。

■史跡・記念碑等の保全との調整

豊公園の一部は、周知の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）である長浜城遺跡に含まれており、特に長浜城歴史博物館周辺は史跡長浜城跡の市指定地となっていることから、再整備の具体的な内容について、設計段階で十分に調整を行っていく必要があります。

また市民団体より寄贈された記念碑や樹木が公園内に数多く分布していることから、移設や撤去を行うことについて、寄贈団体等と調整を行っていく必要があります。

■防災機能との調整

芝生の自由広場計画地は、広域避難場所、臨時ヘリポートとしての防災上の機能を担う必要があることから、自由広場および周辺施設の整備内容について、防災機能に支障を来すことがないように、関係機関と調整を行っていく必要があります。

■防犯対策との調整

公園管理を行っていく上で、防犯カメラの設置有無と設置箇所、夜間の照明点灯時間と範囲、トイレ等施設の施錠時間等、防犯対策に必要な整備費用や管理内容について、検討と調整を行っていく必要があります。

■老朽施設更新との調整

平成 24 年に策定された豊公園長寿命化計画では老朽化対策を行うとされていた施設のうち、本公園の再整備範囲に含まれる物は、長寿命化計画に基づく対応ではなく、再整備に伴う更新や移設等の対象となるため、公園施設の精査等、設計段階で調整を行っていく必要があります。

■豊公園新拠点施設との連携・調整

民間事業者により、豊公園新拠点の検討が進められています。

本公園の事業スケジュールに大きく影響する要因でもあることから、本基本計画の基本方針、動線・ゾーニング、基本計画の内容と整合を図った施設となるよう、配置する機能だけでなく、景観面も含めて、十分に調整を行っていく必要があります。

■湖岸に漂着する水草への対応

琵琶湖から浜辺に、ごみや水草等が大量に漂着することがあるため、現在、公園美化の活動を行っていただいている市民団体や県等とも連携しながら、対応方法の検討を進めていく必要があります。

■市民ボランティアとの積極的な連携

市民に愛される公園として持続的な運営を行うために、行政だけで管理運営を行うのではなく、市民との協働を深めていく必要があります。

公園の整備段階から市民や子どもたちに参加してもらう工夫を行い、公園に愛着を持ち、整備後も継続的に関わってもらうことが重要になります。

既に活躍いただいている団体だけでなく、広く市民に参加を募りながら、公園の清掃、芝生広場の管理、花畑の植え付けと管理、四季の森での樹木管理や遊び場の運営など、快適な公園を保ち、主体的に公園を使いこなす様々な団体に集まっていただき、休憩場所や用具の提供等、市と市民ボランティアが積極的に連携しながら、本公園の適正な管理と積極的な活用を進めていく必要があります。

添付資料

資料 1 豊公園市整備基本計画 検討委員会開催要領

豊公園再整備基本計画検討委員会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊公園の再整備に関する基本計画の策定に資するため、豊公園再整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を開催することについて、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 豊公園再整備の課題と実現性に関する事項
- (2) 方針に関する事項
- (3) ゾーニング又は公園施設に関する事項
- (4) 基本計画（案）に関する事項
- (5) その他豊公園再整備に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者又は市の住民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は、平成29年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は市長が定める。

附則

この要領は、平成27年6月1日から執行する。

資料 2 豊公園市整備基本計画 検討委員名簿

種別	団体名	役職	氏名
学識経験者	公立大学法人 滋賀県立大学	(平成 27 年度) 環境科学部 環境建築デザイン学科 教授	松岡 拓公雄
		(平成 28 年度) 名誉教授	
地元連合自治会	長浜市連合 自治会	(平成 27 年度) 第 5 連合自治会長 中日吉自治会自治会長	前田 実
		(平成 28 年度) 第 7 連合自治会自治会長 公園新自治会自治会長	北村 鉄也
地方経済団体 関係者	長浜東ロータリ ークラブ	みどりの森委員	村田 武夫
	長浜ロータリー クラブ	クラブ会員増強委員長 (理事)	片山 喜一
	公益社団法人 長浜観光協会	会長	岸本 一郎
造園協会関係者	一般社団法人 滋賀県造園協会	会長	高木 淳一
子育て世代の 女性			今田 久美子
市長が特に 認めた者			山本 有華
滋賀県 土木事務所	長浜土木事務所	(平成 27 年度) 次長	今井 崇
		(平成 28 年度) 次長	速水 茂喜
長浜市	長浜市役所	都市建設部 部長	今井 克美

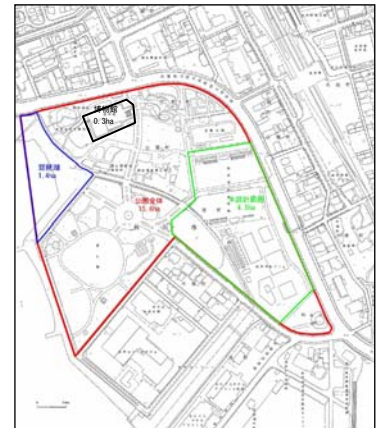
資料3 豊公園市整備基本計画 策定経緯

日 時	検討委員会の開催等	内 容
平成 27 年 8 月 27 日	第 1 回検討委員会	現地確認と概略説明 基本方針の検討（意見聴取）
平成 27 年 9 月 29 日	第 2 回検討委員会	基本方針の検討 主要動線の検討
平成 27 年 11 月 12 日	第 3 回検討委員会	ゾーニングの検討
平成 28 年 2 月 16 日	第 4 回検討委員会	ゾーニングの検討 施設配置の検討（意見聴取）
平成 28 年 4 月 8 日 ～5 月 6 日	パブリックコメント の実施	ゾーニング計画（案）に対する 市民からの意見聴取
平成 28 年 7 月 22 日	第 5 回検討委員会	パブリックコメントの結果報告 公園施設の検討
平成 28 年 11 月 10 日	第 6 回検討委員会	工事計画、維持管理計画の検討 再整備基本計画素案の検討
平成 29 年 1 月 4 日 ～2 月 3 日	パブリックコメント の実施	基本計画（案）に対する 市民からの意見聴取
平成 29 年 2 月 22 日	第 7 回検討委員会	再整備基本計画の策定

資料4 トイレ規模の算定

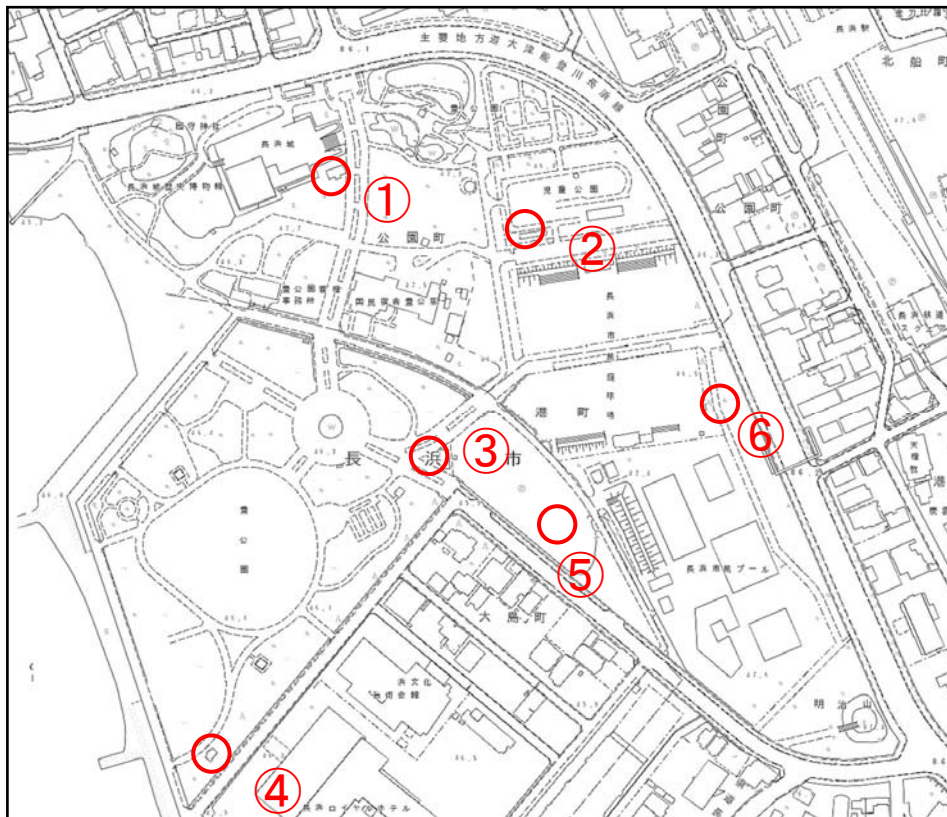
① 計画対象となる敷地面積の設定

本計画地は敷地面積 15.6ha の総合公園である。
このうち、公園の利用可能面積は琵琶湖部分(1.4ha)、
長浜歴史博物館(0.3ha)を引いた 13.9ha とする。



② 既存トイレ棟の確認

豊公園内の既存トイレ棟は以下の通りである。
※建築施設内のトイレは除く。



(穴)

	男子		女子	多目的	備 考
	大	小	大	大	
トイレ棟①	2	4	4	1	
トイレ棟②	2	3	4	1	
トイレ棟③	1	4	4	1	撤去新設
トイレ棟④	1	2	2	1	
トイレ棟⑤	3	4	6	1	新設予定
トイレ棟⑥	1	3	4	1	新設予定
合 計	10	20	24	6	
総 穴 数	60 穴				
	・公園管理事務所+クラブハウス ・豊公園新拠点施設 ・長浜城歴史博物館のトイレは特定利用者向けとして除外				

③トイレ棟の設置数の検討

総合公園における1ha当たりのトイレ棟数は、下表より0.4棟となる。

公園の種別	1ha 当り棟数
街区公園——普通型	最低1棟
地区公園——普通・都心型	0.5 棟
総合公園——修景主体型	0.2 棟
——普通型	0.4 棟
——都心型	0.8 棟
風致公園——郊外型	0.2 棟
——普通型	0.6 棟
歴史公園 普通型	0.6～0.8 棟

(注) 河原武敏：都市公園施設の単位面積当り数量に関する考察・公園緑地 Vol. 36-4 昭50.

「造園ハンドブック」p.1044

敷地面積	1ha 当り棟数
13.9ha ×	0.4 棟/ha = 5.56 棟 ÷ 6 棟

よって、13.9ha の総合公園内におけるトイレを 6 棟 設置が目安となる。

⑤、⑥は、テニスコート周辺に新設予定

③は、再整備基本計画ではエントランスの並木に重なるため、取り壊し

そのため、再整備にあわせて1棟を追加整備する必要がある。

なお、再整備後の利用者行動と照らし合わせた利便性、状況に対応した配置を検討することが望ましい。

追加する場所の候補としては、児童遊園の移転先近くが有効と思われる。

④ 公園最大時在園者数の算定

「平成 26 年度 都市公園利用実態調査報告書」より、総合公園の最大時在園者数と平均在園時間は以下の通り。

【最大時在園者数：Vtmax】

	1ha 当たり最大時在園者数		利用可能面積		最大時在園者数 (Vtmax)
平日：	18 人/ha	×	13.9ha	=	250.2 人
休日：	52 人/ha	×	13.9ha	=	722.8 人

図表 3-4-3 公園種別ごとの最大時在園者数と経年変化

		利用可能 面積 (ha)	最大時在園者数 (人)		ha 当たり最大時在園者数 (人/ha)		最大時1人当たり占有面積 (㎡/人)	
			平日	休日	平日	休日	平日	休日
街区公園	51年	0.266	63	78	237	293	42	34
	57年	0.215	42	50	195	233	51	43
	63年	0.226	24	28	106	124	94	81
	6年	0.24	29	38	121	158	83	63
	13年	0.274	20	16	73	58	137	171
	19年	0.286	15	25	54	87	187	115
	26年	0.285	26	30	93	106	108	94
近隣公園	51年	1.04	129	183	124	176	81	57
	57年	1.14	104	201	91	176	110	57
	63年	1.252	104	135	83	108	120	93
	6年	1.17	114	168	97	144	103	70
	13年	1.369	51	70	37	51	268	196
	19年	1.392	45	63	33	45	307	222
	26年	1.416	77	124	54	88	184	114
地区公園	51年	2.377	104	226	44	95	229	105
	57年	2.669	124	650	46	244	215	41
	63年	3.257	200	254	61	78	163	128
	6年	2.58	158	261	61	101	163	99
	13年	3.424	171	121	50	35	200	283
	19年	3.474	87	183	25	53	398	190
	26年	3.610	141	198	39	55	256	182
運動公園	51年	27.711	532	1,410	19	51	521	197
	57年	14.051	1,523	2,108	108	150	92	67
	63年	15.627	1,210	2,155	77	138	129	73
	6年	17.88	479	2,028	27	113	373	88
	13年	18.6	506	996	27	54	368	187
	19年	19.924	321	1,348	16	68	621	148
	26年	21.113	407	1,147	19	54	518	184
総合公園	51年	23.109	520	1,374	23	59	444	168
	57年	15.498	873	1,868	56	121	178	83
	63年	15.842	849	1,519	54	96	187	104
	6年	15.25	736	1,175	48	77	207	130
	13年	23.9	606	943	25	39	394	253
	19年	19.449	280	654	14	34	696	297
	26年	19.525	357	1,008	18	52	546	194
広域公園	51年	29.368	1,198	1,413	41	48	245	208
	57年	33.115	1,539	6,642	46	201	215	50
	63年	43.949	447	2,212	10	50	983	199
	6年	31.76	645	1,842	20	58	492	172
	13年	62.7	502	935	8	15	1,249	671
	19年	45.181	577	1,417	13	31	783	319
	26年	52.638	547	1,717	10	33	963	307
国営公園	63年	46.074	1,811	5,246	39	114	254	88
	6年	141.5	2,095	8,232	15	58	675	172
	13年	80.527	1,156	2,555	14	32	697	315
	19年	77.084	963	4,516	12	59	800	171
	26年	92.832	1,269	5,148	14	55	731	180
全体	19年	15.02	213	700	14	47	705	215
	26年	18.24	276	872	15	48	661	209

「平成 26 年度 都市公園利用実態調査報告書」p. 27

⑤ トイレ収容数の算定

トイレの収容数の算定は「造園ハンドブック」に基づき行う。また観光シーズンのピーク時を想定し規模算定を行う。

常時の最大時在園者数 大会時在園者数 最大時在園者数
722.8 人 + 4000 人 = 4723 人

※大会時在園者数（市民庭球場観客数を想定）

よって最大時在園者数 4723 人とした場合、トイレ使用率(1/80~1/30)より
トイレ収容数は以下の通りである。

最大時在園者数	便所使用率	トイレ収容力
4723 人	× 1/80	= 59.0 穴 ≒ 59 穴
4723 人	× 1/30	= 157.4 穴 ≒ 149 穴

便所使用率

- ・ 1/80 一般的な都市公園に多く用いられている。

(1/30 自然公園などの入口部や大規模公園の集中部によく用いられている。)

以上より、既存便器数(60 穴)、必要便器数(59 穴)となり、再整備に合わせて撤去するトイレ棟③(10 穴)と同等規模のトイレ棟が必要となり、整備を計画する。